

平成 30 年 度

浜田市健全化判断比率及び
浜田市資金不足比率審査意見書

浜 田 市 監 査 委 員

監 第 95 号
令和 元 年 8 月 16 日

浜田市長 久保田 章 市 様

浜田市監査委員 小 池 満

浜田市監査委員 佐々木 豊 治

平成 30 年度浜田市健全化判断比率及び
浜田市資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類について、審査を終了しましたので、次のとおり審査意見を提出します。

目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の着眼点	1
第4	審査の主な実施内容	1
第5	審査の実施場所及び日程	1
第6	審査の結果	1
第7	審査概要及び意見	1
1	算定対象会計	2
2	健全化判断比率の状況	3
(1)	実質赤字比率	4
(2)	連結実質赤字比率	5
(3)	実質公債費比率	7
(4)	将来負担比率	9
3	平成29年度数値から見た県内8市の比較	11
4	平成29年度数値から見た類似団体5市の比較	12
5	資金不足比率の状況	13
6	まとめ及び意見	15
〈参考〉	10年間の健全化判断比率の推移	18
	人口1人当たりで見た類似団体比較（平成29年度）及び財政力指数（平成29年度）	20
	平成29年度数値から見た類似団体（85団体）の比較	21

(注)

- 1 文中及び各表中の比率の数値は、表示単位未満を四捨五入した。
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率については、国の算出基準に基づき、表示単位未満を切り捨てた。
- 2 「0.0」とは、0又は表示単位未満のものである。
- 3 「—」とは、該当数値がないもの、算出不能又は不要であるものである。
- 4 ポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。

平成 30 年度 浜田市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 審査の種類

決算審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

第 2 審査の対象

- 1 平成 30 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算に基づく「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）（以下「財政健全化法」という。）第 3 条に定める次の比率（以下「健全化判断比率」という。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
 - ア 実質赤字比率
 - イ 連結実質赤字比率
 - ウ 実質公債費比率
 - エ 将来負担比率
- 2 平成 30 年度特別会計歳入歳出決算及び並びに公営企業会計決算に基づく財政健全化法第 22 条に定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 3 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、財政健全化法その他関係法令等に準拠して作成されているか、また、関係書類の係数と一致しているか。

第 4 審査の主な実施内容

審査の着眼点に基づき、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続きにより実施した。

第 5 審査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局
- (2) 審査日程 令和元年 6 月 7 日から同年 8 月 15 日まで

第 6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、計数は関係書類、諸帳簿と符合し、適正であると認めた。

なお、是正改善を要する事項は特にない。

第 7 審査概要及び意見

審査の概要及び意見については、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

算定対象会計

区分・会計名等		比率			
一般会計等	一般会計	実質赤字比率			
	一般会計等に属する特別会計 (該当なし)				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計 (事業勘定)	連結実質赤字比率		
		国民健康保険特別会計 (直診勘定)			
		駐車場事業特別会計			
		後期高齢者医療特別会計			
	公営企業に係る会計 (法適用企業)	水道事業会計		実質公債費比率	
		工業用水道事業会計			
	公営企業に係る会計 (法非適用企業)	公共下水道事業特別会計			将来負担比率
		農業集落排水事業特別会計			
		漁業集落排水事業特別会計			
		生活排水処理事業特別会計			
	公設水産物仲買売場特別会計	資金不足比率			
一部事務組合、広域連合	島根県市町村総合事務組合				
	島根県後期高齢者医療広域連合				
	浜田地区広域行政組合				
	浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合				
地方公社、第三セクター等	浜田市土地開発公社				

※損失補償契約等をしている第三セクター等はない。

※簡易水道事業特別会計は、水道事業への統合に伴い、平成29年度をもって廃止された。

※法適用、法非適用の「法」は、地方公営企業法をいう。

※資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定される。

※一般会計等は、普通会計の範囲に相当する。

2 健全化判断比率の状況

平成30年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

表1 健全化判断比率の推移

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	— %	— %	— %	12.46 %	20.00 %
(2) 連結実質赤字比率	—	—	—	17.46	30.00
(3) 実質公債費比率	9.9	10.1	10.5	25.0	35.0
(単年度比率)	(10.24)	(10.84)	(10.48)		
(4) 将来負担比率	82.6	72.3	59.5	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計及び公営企業会計ともに、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表示している。

(注) 実質公債費比率は、3カ年平均値、下段()は単年度の実質公債費比率。

(注) 早期健全化基準及び財政再生基準は、平成30年度の各健全化判断比率に対するもの。

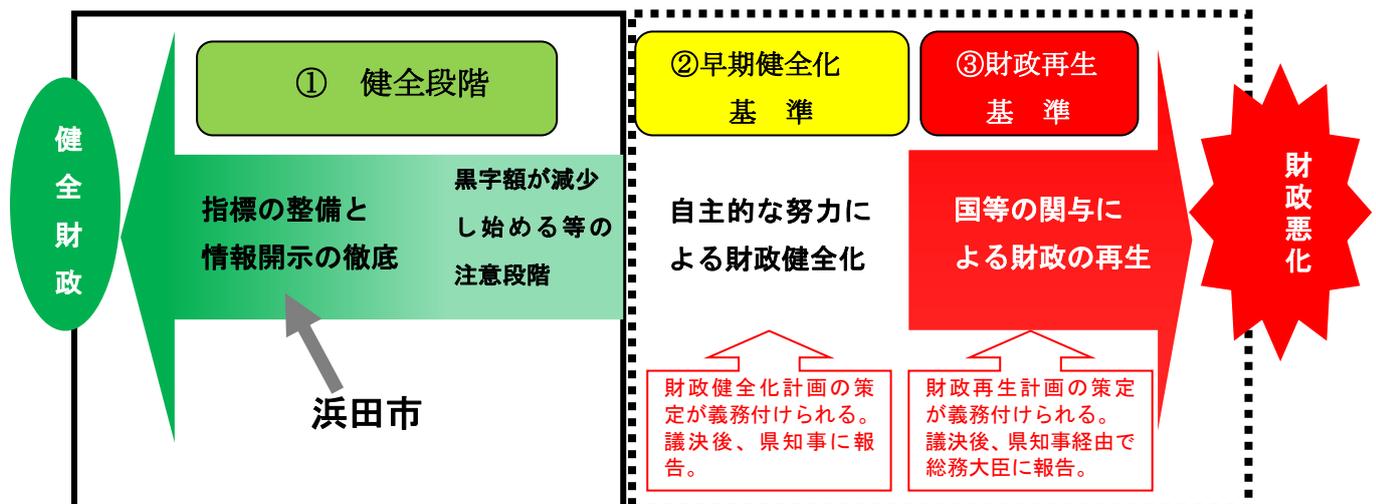
実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字が生じていないため、該当の数値はない。

実質公債費比率は10.5%で、前年度に比べ0.4ポイント増加しているが、早期健全化基準(25.0%)、財政再生基準(35.0%)を下回っている。なお、単年度の実質公債費比率10%台が継続しており、3カ年平均も増加傾向にある。

将来負担比率は59.5%で、前年度に比べて12.8ポイント改善している。なお、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

本市の比率は、実質公債費比率が増加してきているが、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

図1 《浜田市における健全化判断比率の健全性のイメージ》



健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の財政の健全性を判断する指標であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標で構成される。(財政再生基準は、将来負担比率を除く3つの指標による。)

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、同会計における資金ショートの大きさ（財政運営の深刻度）を示すものである。比率は次の算式による。

$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$	$\Delta 2.37 = \frac{4 \text{ 億 } 8,408 \text{ 万 } 8 \text{ 千円}}{203 \text{ 億 } 5,687 \text{ 万 } 8 \text{ 千円}}$
--	---

実質収支額(A)は、4億8,408万8千円の黒字で、実質赤字比率は△2.37%(△は、黒字を意味している。以下同じ。)となり、算定されないことを確認した。

前年度との比較では、歳入において、高度衛生管理型荷捌所整備事業の本体工事の始動や平成29年7月、平成30年7月及び9月に発生した豪雨災害による災害復旧事業の大幅増に起因する国庫支出金（17億7千9百万円増）及び地方債（3億9千5百万円増）が増加し、歳出においては、上記の高度衛生管理型荷捌所整備事業における普通建設事業費（19億4千1百万円増）及び災害復旧事業（11億9千万円増）が増加しており、これらを主要因として実質収支は結果としてわずかに増加している。

表2 実質赤字比率（参考値）の推移

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	対前年度増減
実質赤字比率（A / B）	△2.69 %	△2.25 %	△2.37 %	△0.12 %

表3 一般会計等における収支の状況

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
歳入総額	億 万円 391 5386 5	億 万円 386 2223 8	億 万円 411 2393 4	億 万円 25 0169 6	% 6.5
歳出総額	385 3857 3	381 3552 3	405 3637 0	24 0084 7	6.3
歳入歳出差引額	6 1529 2	4 8671 5	5 8756 4	1 0084 9	20.7
翌年度に繰り越すべき財源	5900 2	2814 1	1 0347 6	7533 5	267.7
一般会計等実質収支額 (A)	5 5629 0	4 5857 4	4 8408 8	2551 4	5.6

標準財政規模(B)は、203億5,687万8千円で、前年度に比べ308万円（0.02%）増加している。

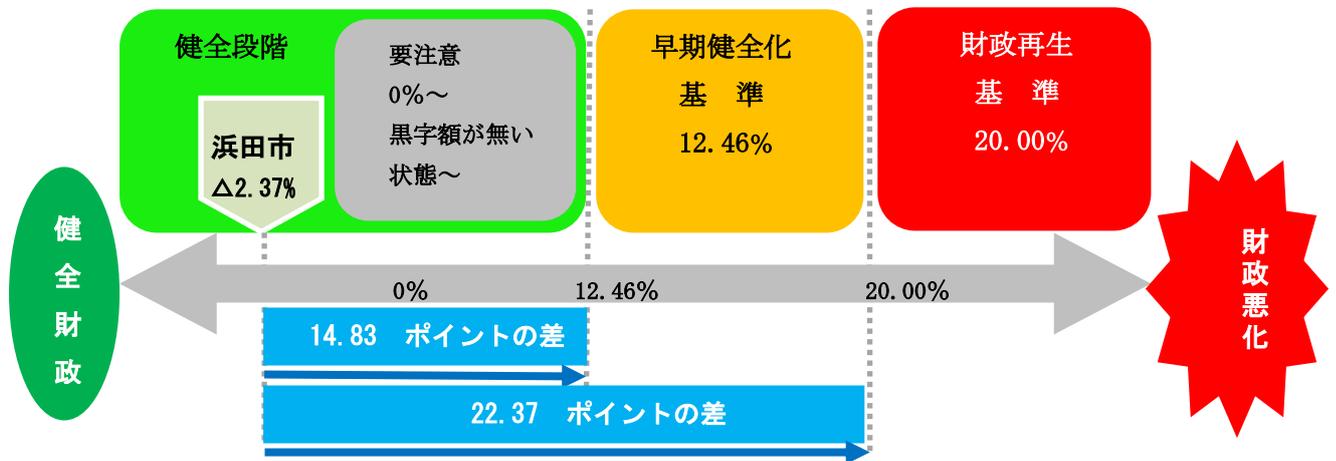
これは、普通交付税において、基準財政需要額・収入額ともに増加しているが、合併算定替特別加算措置の縮減等により、普通交付税全体では1,274万3千円減少したが、標準税収入額等において、法定普通税は固定資産税評価替えの影響により4,889万7千円が減少しているものの、地方消費税交付金等の地方譲与税や各種交付金は7,837万円増となっており、標準税収入額等全体では4,385万1千円増加したためである。

表 4 標準財政規模の内訳

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
標準税収入額等	億 万円 83 4671 5	億 万円 84 9451 8	億 万円 85 3836 9	億 万円 4385 1	% 0.5
普通交付税額	112 0393 5	107 9375 5	107 8101 2	△ 1274 3	△0.1
臨時財政対策債発行可能額	10 7120 5	10 6552 5	10 3749 7	△ 2802 8	△2.6
合計（標準財政規模）(B)	206 2185 5	203 5379 8	203 5687 8	308 0	0.0

(注) 標準財政規模とは、一般財源の標準的な規模を示す指標で、標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加えたものである。

図 2 《早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(実質赤字比率)》



(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、全ての会計における実質収支額及び資金剰余金（あるいは不足額）の合計額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等と特別会計及び公営企業会計における実質収支と資金収支を合計することにより、地方公共団体全体での経営状態を明らかにするものである。比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A+B)}}{\text{標準財政規模 (C)}} = \frac{18 \text{ 億 } 9,669 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}}{203 \text{ 億 } 5,687 \text{ 万 } 8 \text{ 千円}} = \Delta 9.31$$

連結実質収支額は、18億9,669万5千円で、前年度に比べ1億681万7千円(5.3%)黒字が減少しているが、連結実質赤字比率は、△9.31%となり、算定されないことを確認した。

これは主に、国民健康保険特別会計（事業勘定）における平成30年度からの制度改正（都道府県単位化）に伴い、平成29年度以前ほど大きな剰余金が発生しない仕組みになったことによる2億2,008万円の減少と、平成20年度以降10年ぶりに建設改良事業費に充当する企業債8,000万円の借入れ（資金調達）を行ったことによる水道事業会計7,761万3千円の増加によるものである。

その他の公営企業会計並びに特別会計については、大きな変動はない。

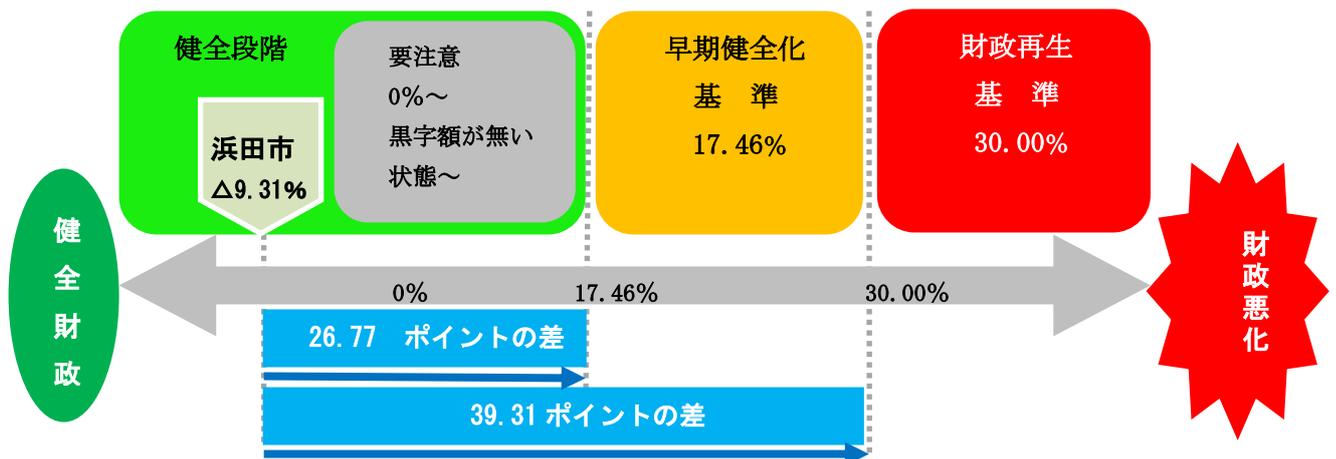
表5 連結実質赤字比率（参考値）の推移

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	対前年度増減
連結実質赤字比率 (A+B) / C)	△9.42 %	△9.84 %	△9.31 %	0.53 %

表6 各会計における連結実質収支の状況

会計名		実質収支額／資金不足・剰余額				
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	対前年度比較	
		億 万 千 円	億 万 千 円	億 万 千 円	億 万 千 円	%
一般会計等 (A)	一般会計	5,562.90	4,585.74	4,840.88	255.14	5.6
公営事業会計 (B)	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計					
	国民健康保険特別会計（事業勘定）	2,789.32	2,656.64	455.84	△2,208.00	△82.8
	国民健康保険特別会計（直診勘定）	0	0	0	0	—
	駐車場事業特別会計	3.7	289.6	2.6	△287.00	△99.1
	後期高齢者医療特別会計	170.76	175.44	161.03	△14.41	△8.2
	公営企業（法適用）					
	水道事業会計	6,011.04	7,569.91	8,346.04	776.13	10.3
	工業用水道事業会計	4,859.60	4,965.89	5,133.03	167.14	3.4
	公営企業（法非適用）					
	簡易水道事業特別会計	9.4	25.9	—	△25.90	—
公共下水道事業特別会計	19.8	4.9	17.4	12.50	255.1	
農業集落排水事業特別会計	23.3	11.0	17.1	6.10	55.5	
漁業集落排水事業特別会計	0	7	9	2	28.6	
生活排水処理事業特別会計	5.3	2.7	2.9	2	7.4	
公設水産物仲買売場特別会計	185.2	252.2	260.4	8.20	3.3	
合計（連結実質収支額）(A+B)		19,426.49	20,035.12	18,966.95	△1,068.17	△5.3
標準財政規模 (C)		206,218.5	203,537.8	203,568.8	308.0	0.0

図3 《早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(連結実質赤字比率)》



(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する地方債の元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているか（資金繰りの危険度）を示すものである。ただし、普通交付税算定上、基準財政需要額に算入される額は控除される。比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{地方債の元利償還金(A)} \\ + \\ \text{準元利償還金(B)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{償還のための特定財源(C)} \\ + \\ \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模(E)} - \left[\begin{array}{c} \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)} \end{array} \right]}$$

この比率が18%を超えると、地方債発行許可団体に移行することとされている。

$$10.48 = \frac{\left[\begin{array}{c} 51 \text{ 億 } 5,394 \text{ 万 } 7 \text{ 千円} \\ + \\ 15 \text{ 億 } 3,746 \text{ 万 } 5 \text{ 千円} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} 1 \text{ 億 } 7,097 \text{ 万 } 1 \text{ 千円} \\ + \\ 49 \text{ 億 } 39 \text{ 万 } 1 \text{ 千円} \end{array} \right]}{203 \text{ 億 } 5,687 \text{ 万 } 8 \text{ 千円} - 49 \text{ 億 } 39 \text{ 万 } 1 \text{ 千円}}$$

(10.5)

実質公債費比率は、10.5%で、前年度の比率(平成27年度から平成29年度の3カ年平均)に比べ0.4ポイント増加しているが、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。

要因としては、まず、分子では元利償還金(繰上償還除く)において、平成18年度の66億1,264万2千円をピークに減少が続いていたが、平成28年度算定では対前年度2億4,769万8千円の増、同様に平成29年度9,517万2千円の増、平成30年度1億2,671万5千円の増と、3年連続で増加が続いている。これは、平成26年度実施の長浜西住宅建設事業(住宅債)、国府小学校・旭統合小学校新築事業(過疎債)など、合併特例債や過疎債等の新規発行債の償還の増によるものである。準元利償還金については、対前年度では1,184万4千円減少しているものの、3カ年平均の観点からすると、主に下水道事業の元利償還金に対する繰出基準額が増加しているため、対平成27年度で1億240万3千円の増加となっている。控除財源については、上述の合併特例債や過疎債等の新規発行債の償還の増により、公債費算入増加の影響が大きく、トータル(「特定財源(控除)(C)」+「元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(控除)(D)»)で対前年度1億9,039万2千円、対平成27年度で4億9,705万6千円の増加となった。結果として、分子は対前年度7,552万1千円減少しているものの、対平成27年度で7,493万2千円の増加となっている。

次に分母についてであるが、まず地方交付税(臨時財政対策債含む)が、算入公債費等の増等により、基準財政需要額の増加要因もあるものの、合併算定替の縮減が平成28年度から始まった影響もあり、トータルでは減少している(普通交付税で対前年度1,274万3千円の減、対平成27年度3億7,528万6千円の減、臨時財政対策債で対前年度2,802万8千円の減、対平成27年度2億6,120万円の減)。次に、標準税収入額等についてであるが、法定普通税は固定資産税の償却資産の増加による影響で総額では増加し、地方消費税交付金の伸びもあり、トータルで平成27年度と比べ、2億7,319万9千円の増となっている。分母においては、これらの増要因が比率の低減に寄与しているものと思われる。

3カ年平均の実質公債費比率は、平成29年度から増加に転じている。これは、表7・表18及び図12に示すとおり、単年度の実質公債費比率が平成27年度の9.46%で下げ止まり、平成28年度から10%台に増加してきていることによるものである。

表7 実質公債費比率の推移

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	対前年度増減
実質公債費比率（3カ年平均） ((A+B)-(C+D)) / (E-D)	9.9 %	10.1 %	10.5 %	0.4 %
実質公債費比率（単年度）	(10.24)	(10.84)	(10.48)	(△0.36)

表8 実質公債費比率の内訳

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	対前年度比較		
				増減額	増減率	
(分子)	地方債の元利償還金 (A) (公債費充当一般財源等)	億 万 千 円 49 3206 0	億 万 千 円 50 2723 2	億 万 千 円 51 5394 7	億 万 千 円 1 2671 5	% 2.5
	準元利償還金 (B)	14 8163 5	15 4930 9	15 3746 5	△ 1184 4	△0.8
	特定財源(控除) (C)	1 9448 8	1 6185 7	1 7097 1	911 4	5.6
	元利償還金・準元利償還金に係る基 準財政需要額算入額(控除) (D)	45 7487 9	47 1911 3	49 0039 1	1 8127 8	3.8
分子合計 (A+B)-(C+D)	16 4432 8	16 9557 1	16 2005 0	△ 7552 1	△4.5	
(分母)	標準財政規模 (E)	206 2185 5	203 5379 8	203 5687 8	308 0	0.0
	元利償還金・準元利償還金に係る基 準財政需要額算入額(控除) (D)	45 7487 9	47 1911 3	49 0039 1	1 8127 8	3.8
	分母合計 (E-D)	160 4697 6	156 3468 5	154 5648 7	△1 7819 8	△1.1
実質公債費比率（単年度）	% 10.24	% 10.84	% 10.48	% △0.36		
実質公債費比率（3カ年平均）	9.9	10.1	10.5	0.4		

図4 実質公債費比率の推移

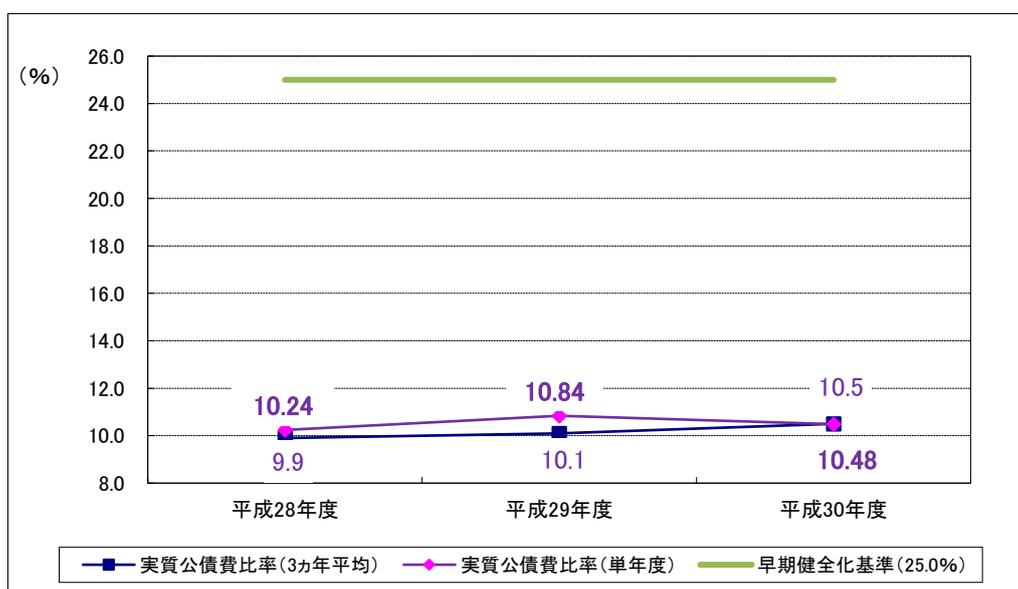
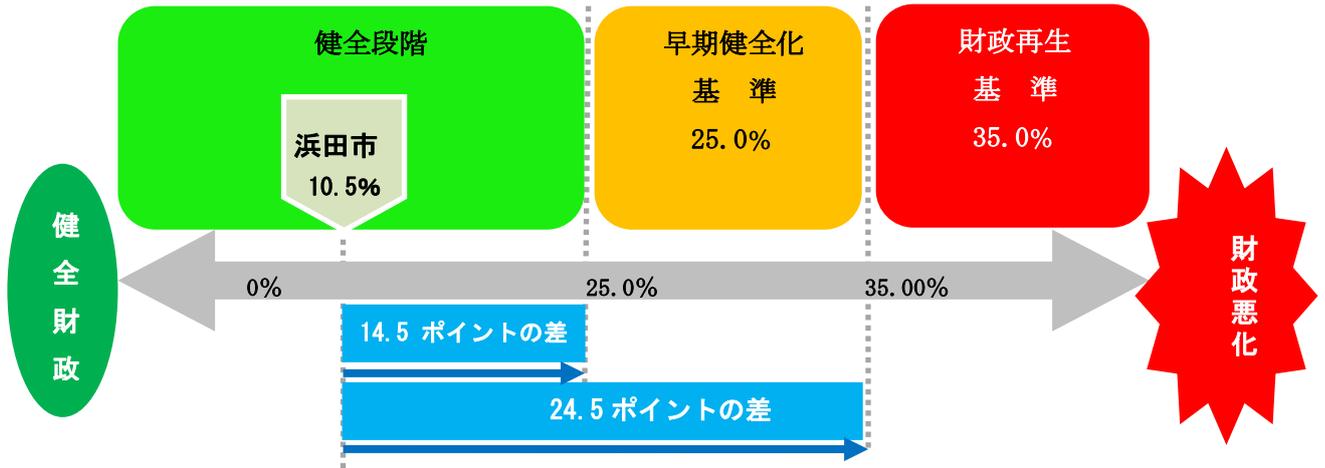


図5 《早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(実質公債費比率)》



(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来的に負担する実質債務から充当可能財源を控除した実質的な将来負担額の標準財政規模に対する比率であり、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものである。

連結ストックベースでの一般会計等の実質的な将来負担をみる指標であり、健全化4指標の中で最も重要な指標と言える。連結の対象としては、公営企業、一部事務組合や広域連合、土地開発公社、第三セクター等が含まれ、健全化4指標の中では対象となる会計の範囲が最も広い。比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (A)} - \left[\begin{array}{l} \text{① 充当可能基金額} + \text{② 特定財源見込み額} \\ + \text{③ 地方債現在高等に係る基準財政需要額} \\ \text{算入見込額 (B)} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模 (C)} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)}}$$

$$59.5 = \frac{724 \text{ 億 } 2,196 \text{ 万 } 4 \text{ 千円} - \left[\begin{array}{l} 136 \text{ 億 } 8,198 \text{ 万 } 3 \text{ 千円} + 13 \text{ 億 } 5,195 \text{ 万 } 5 \text{ 千円} \\ + 481 \text{ 億 } 8,492 \text{ 万 } 2 \text{ 千円} \end{array} \right]}{203 \text{ 億 } 5,687 \text{ 万 } 8 \text{ 千円} - 49 \text{ 億 } 39 \text{ 万 } 1 \text{ 千円}}$$

将来負担比率は59.5%で、前年度の比率に比べ12.8ポイント改善しており、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

要因としては、平成30年度において高度衛生管理型荷捌所整備事業など大型投資事業を実施しているものの、簡易水道事業特別会計の水道事業会計への統合のタイミングで旧簡易水道事業での投資事業が一区切りしたことや、繰上償還が実施されたことによる地方債残高が減少に転じたこと、また、公営企業債繰入見込額についても、起債残高自体が減少していることもあり近年の減少傾向が続いている。

充当可能財源等については、前年度同様、減債基金やふるさと応援基金など充当可能基金が増加となったものの、地方債残高の減少等に伴う基準財政需要額算入見込額が大きく減少した影響により、トータルで減少となった。

また、算入公債費等の増加により分母も減少しているものの、分子の減少の影響の方が大きかったため、昨年同様に結果として将来負担比率の減となった。

表 9 将来負担比率の推移

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	対前年度増減
将来負担比率 ((A-B) / (C-D))	82.6 %	72.3 %	59.5 %	△12.8 %

表 10 将来負担額等の状況

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
(分子)					
将来負担額 (A)	億 776 2321 0 万円	億 749 2229 2 万円	億 724 2196 4 万円	億 25 0032 8 万円	△3.3 %
充当可能財源等 (B)	億 643 5300 6 万円	億 636 1525 5 万円	億 632 1886 0 万円	億 3 9639 5 万円	△0.6 %
分子 計 (A-B)	億 132 7020 4 万円	億 113 0703 7 万円	億 92 0310 4 万円	億 21 0393 3 万円	△18.6 %
(分母)					
標準財政規模 (C)	億 206 2185 5 万円	億 203 5379 8 万円	億 203 5687 8 万円	億 308 0 万円	0.0 %
算入公債費等の額(控除) (D)	億 45 7487 9 万円	億 47 1911 3 万円	億 49 0039 1 万円	億 1 8127 8 万円	3.8 %
分母 計 (C-D)	億 160 4697 6 万円	億 156 3468 5 万円	億 154 5648 7 万円	億 1 7819 8 万円	△1.1 %

図 6 将来負担比率の推移

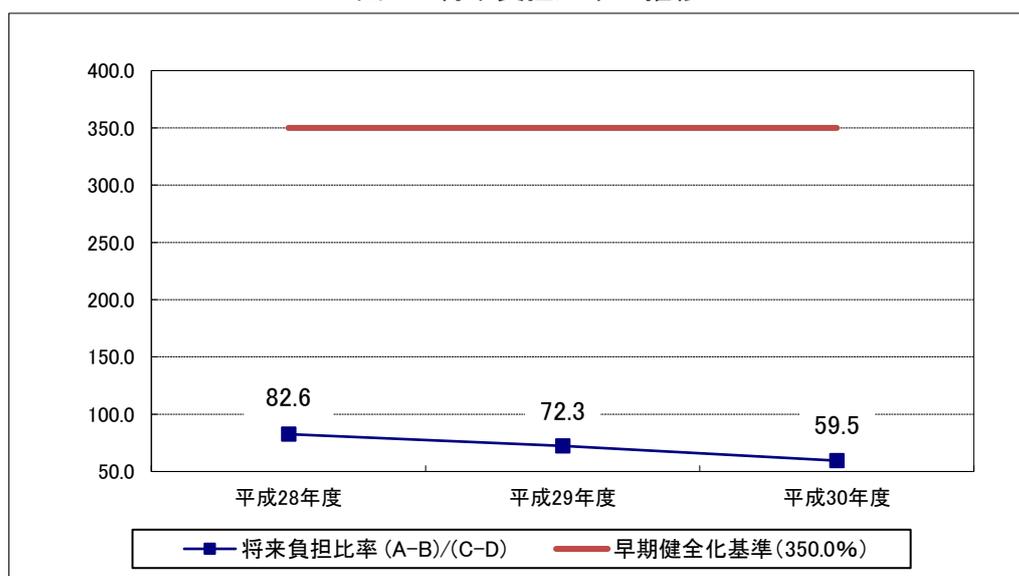
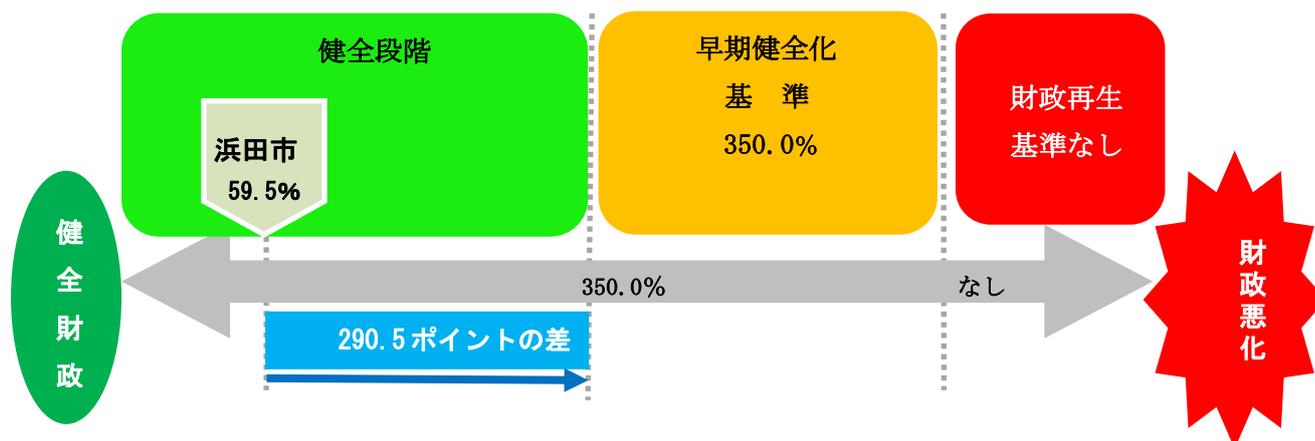
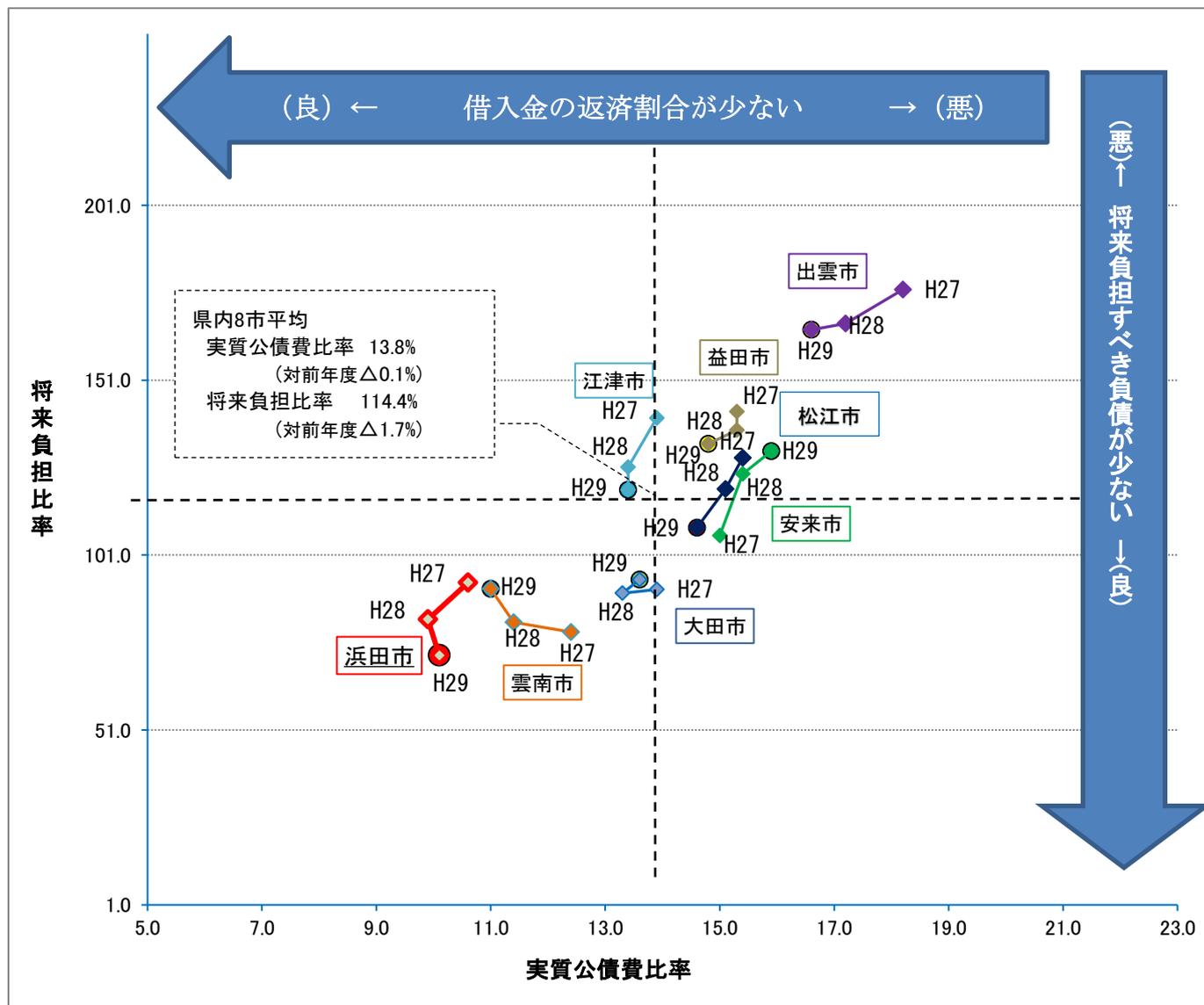


図 7 《早期健全化基準との比較イメージ(将来負担比率)》



3 平成 29 年度数値から見た県内 8 市の比較

図 8 《県内 8 市の実質公債費比率と将来負担比率(平成 29 年度)の比較イメージ》



[総務省 平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報) データより作成]

浜田市の実質公債費比率は、若干数値が悪化したものの平成 27・28 年度同様県内 1 位(10.1%)であり、将来負担比率は前年県内 2 位(82.6%)から県内 1 位(72.3%)となっている。将来負担比率で前年度県内 1 位(81.8%)であった地方債の現在高の割合が低い雲南市が県内 2 位(91.3%)となり、地方債の現在高の割合と公営企業債等繰入見込額の割合が低い大田市は、前年度同様の県内 3 位(94.0%)となった。

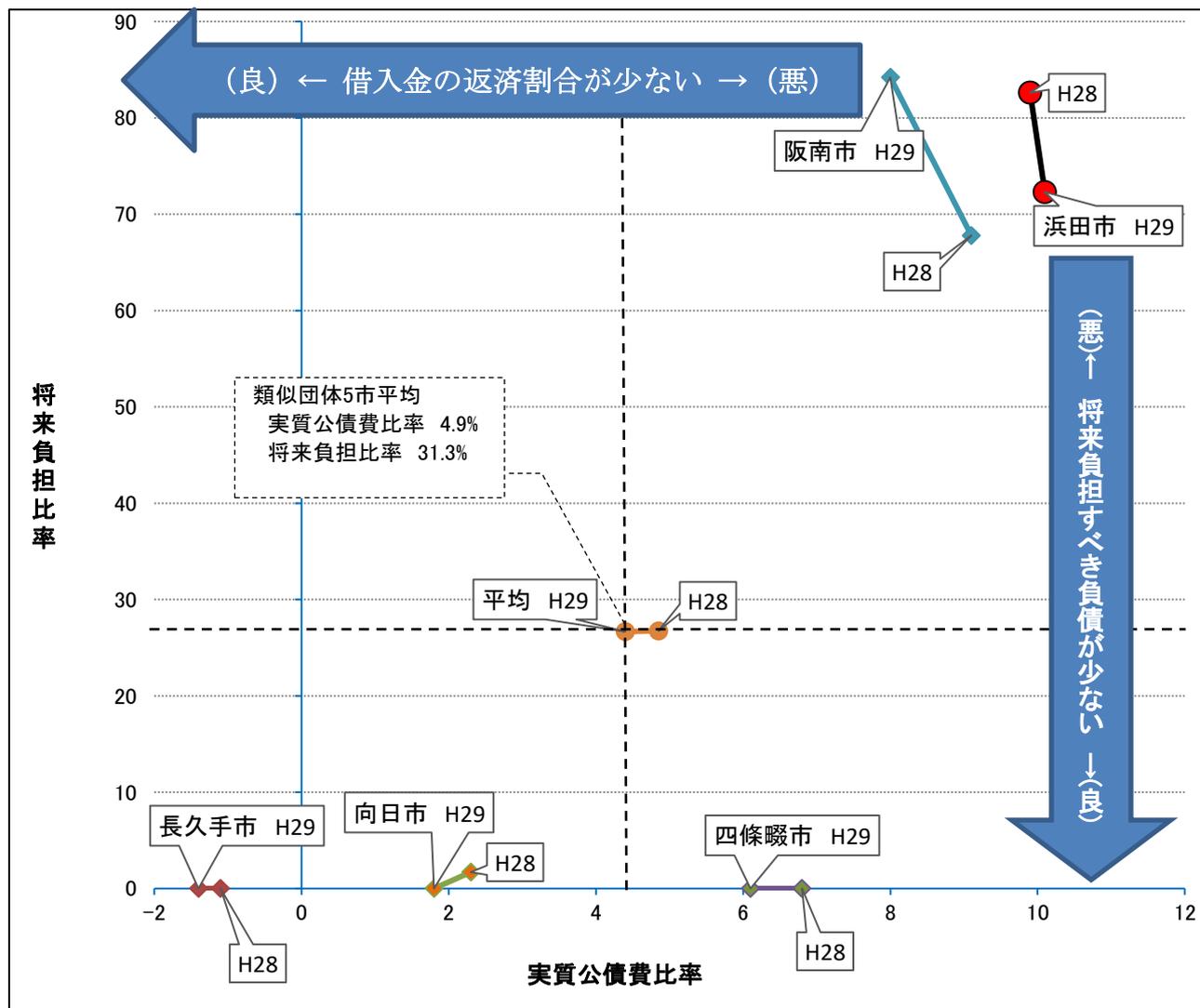
県内 8 市平均の将来負担比率は、対平成 28 年度比で 1.7 ポイント改善している。

表 11 県内 8 市の実質公債費比率と将来負担比率(平成 29 年度)

市名	実質公債費比率	将来負担比率	市名	実質公債費比率	将来負担比率
	%	%		%	%
松江市	14.6	108.8	大田市	13.6	94.0
浜田市	10.1	72.3	安来市	15.9	130.7
出雲市	16.6	165.4	江津市	13.4	119.6
益田市	14.8	132.8	雲南市	11.0	91.3

4 平成 29 年度数値から見た類似団体 5 市の比較

図 9 《類似団体 5 市の実質公債費比率と将来負担比率(平成 29 年度)の比較イメージ》



[総務省 平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)データより作成]

浜田市は、島根県内 8 市の中では上位に位置している。しかしながら、類似団体(都市Ⅱ-3) 85 市中の人口規模が同規模(約 5 万 6 千人)の 5 市(前年度より 1 市減)での比較においては、平成 29 年度も最下位に位置している。浜田市以外の 4 市は、中核市以上の都市と隣接又は近郊に位置し、地理的条件・産業構造等の様々な要件の違いにより、同規模人口の市というだけで単純比較はできないが、一つの指標として浜田市の参考とすることができる。

表 12 類似団体 5 市の実質公債費比率と将来負担比率(平成 29 年度)

市名	実質公債費比率	将来負担比率	市名	実質公債費比率	将来負担比率
長久手市(愛知)	△ 1.4 %	— %	阪南市(大阪)	8.0 %	84.2 %
向日市(京都)	1.8	—	浜田市	10.1	72.3
四條畷市(大阪)	6.1	—	実質公債費比率の平均 4.9% 将来負担比率の平均 31.3%		

(注) 実質公債費比率算式の分子において、償還金よりも特定財源と基準財政需要額算入額が多い場合、負の値で表示される。また、将来負担比率算式の分子において、将来負担額よりも充当可能基金や特定財源見込額、基準財政需要額算入見込額が多い場合、数値を算出しないため「—」と表示している。

5 資金不足比率の状況

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額の、事業規模に対する比率であり、公営企業の経営状態を表す指標である。比率は次の算式による。

$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 (A)}}{\text{事業規模 (B)}}$	$\text{—} = \frac{\text{—}}{\text{各会計の事業規模}}$
--	---

資金不足比率は、次のとおりである。

表 13 資金不足比率の状況

会 計 名		資金不足額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (A) / (B) × 100	経営健全化基準
法 適用	水道事業会計	千円 —	億 万円 11 1131 9	% —	20.0 %
	工業用水道事業会計	—	9253 7	—	
法 非適用	公共下水道事業特別会計	—	9175 0	—	
	農業集落排水事業特別会計	—	8268 9	—	
	漁業集落排水事業特別会計	—	1315 8	—	
	生活排水処理事業特別会計	—	1729 1	—	
	公設水産物仲買売場特別会計	—	1584 0	—	

(注) 資金不足額及び資金不足比率については、資金不足がない場合「—」と表示している。

対象となるすべての公営企業（法適用、法非適用）において、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。

表 14 資金不足額・剰余額の状況

会 計 名		資金不足額・剰余額		対前年度比較 [増減額]
		平成 29 年度	平成 30 年度	
法 適用	水道事業会計	億 万円 7 5699 1	億 万円 8 3460 4	億 万円 7761 3
	工業用水道事業会計	4 9658 9	5 1330 3	1671 4
法 非適用	公共下水道事業特別会計	4 9	17 4	12 5
	農業集落排水事業特別会計	11 0	17 1	6 1
	漁業集落排水事業特別会計	7	9	2
	生活排水処理事業特別会計	2 7	2 9	2
	公設水産物仲買売場特別会計	252 2	260 4	8 2

(注) 資金不足額・剰余額は、資金不足の場合、負の値で表示される。

表 15 一般会計からの繰出金の状況

会 計 名		繰出金額		対前年度比較 [増減額]
		平成 29 年度	平成 30 年度	
法 適用	水道事業会計	億 万円 1 2123 7	億 万円 7 9165 8	億 万円 6 7042 1
	工業用水道事業会計	43 1	39 4	△3 7
法 非適用	公共下水道事業特別会計	3 3803 3	3 6303 2	2499 9
	農業集落排水事業特別会計	3 1229 6	3 5183 4	3953 8
	漁業集落排水事業特別会計	3437 6	3260 4	△ 177 2
	生活排水処理事業特別会計	3638 1	3879 4	241 3
	公設水産物仲買売場特別会計	0	0	0

(注) 一般会計からの繰出金は、各会計の繰入金で表示される。

一般会計から公営企業会計への繰出しについて、政府は毎年度地方財政措置の前提として策定する地方財政計画に、公営企業の経営の健全化の促進と経営基盤の強化を目的として、一定の考え方の下に、公営企業繰出金を計上している。これに関連して、毎年度、浜田市にも総務省から繰出金通知（副大臣通知）が出され、その考え方に基づいた繰出しが行われている。

この繰出金通知に示された考え方（繰出基準）に沿って繰出しが行われた場合には、地方交付税による措置が行われることになっている。

水道事業会計における繰出金の増加は、簡易水道事業特別会計を統合したことを要因とするものである。

表 16 起債残高の状況

会 計 名		起債残高		対前年度比較 [増減額]
		平成 29 年度	平成 30 年度	
法 適用	水道事業会計	億 万円 36 8752 9	億 万円 92 9550 5	億 万円 56 0797 6
	工業用水道事業会計	5047 3	3712 0	△ 1335 3
法 非適用	公共下水道事業特別会計	45 9533 1	44 2230 3	△1 7302 8
	農業集落排水事業特別会計	41 2898 2	39 2004 9	△2 0893 3
	漁業集落排水事業特別会計	2 4568 5	2 1915 7	△ 2652 8
	生活排水処理事業特別会計	1 8745 3	1 7256 7	△ 1488 6
	公設水産物仲買売場特別会計	0	0	0

(注) 制度として認められている起債の範囲内である。決算統計データ「地方債に関する調」より作成。

地方財政法第 5 条の規定に基づき、公営企業に要する経費の財源として地方債が充てられている。

水道事業会計における起債残高の増加は、簡易水道事業特別会計を統合したことを要因とするものである。

6 まとめ及び意見

① 各比率の状況について

各比率の状況を見ると、下記のとおり審査に付された比率全体としては、いずれも国の示す基準の範囲となっている。

- ・ **実質赤字比率**については、赤字を生じていないため比率は算定されず、4億8,408万8千円の実質黒字額となっている。
- ・ **連結実質赤字比率**については、赤字を生じていないため比率は算定されず、18億9,669万5千円の連結実質黒字額となっている。
- ・ **実質公債費比率**については、直近3カ年を平均した本年度の比率は10.5%で、前年度に比べ0.4ポイント増加しており、単年度の比率は10.48%で、前年度に比べ0.36ポイント減少している。
- ・ **将来負担比率**については、前年度に比べ12.8ポイント改善し59.5%となっている。
- ・ **資金不足比率**については、資金不足を生じていないため比率は算定されない。

表 17 健全化判断比率の状況

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	対前年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
	%	%	ポイ ント	%	%
(1) 実質赤字比率	— (△2.25)	— (△2.37)	 △0.12	12.46	20.00
(2) 連結実質赤字比率	— (△9.84)	— (△9.31)	 0.53	17.46	30.00
(3) 実質公債費比率	10.1	10.5	 0.4	25.0	35.0
(単年度比率)	(10.84)	(10.48)	 △0.36		
(4) 将来負担比率	72.3	59.5	 △12.8	350.0	

(注) ()内の数値は、黒字を負数で表示した場合の比率である。

(注)  は改善、 は悪化を示す。

② 健全化判断比率について

健全化判断比率は、表 18 及び図 10 に示すとおり、交付税措置の手厚い合併特例債や過疎債等を活用して投資事業を行ってきたことと、繰上償還を積極的に行ってきたことで年々改善されている状況が続いていたが、実質公債費比率において、現在実施されている高度衛生管理型荷捌所の整備、浜田駅周辺整備等、大型投資による地方債元利償還金の増や、平成 18 年度のピーク時に元利償還金(繰上償還除く)の大きな割合を占めた交付税算入の少ない地方債から過疎債、合併特例債等の交付税算入の手厚い地方債の借入にシフトしたことによる算入公債費の増はあるものの、合併算定替縮減額が交付税の減額に影響するため、令和元年度以降はさらなる比率の増加(悪化)が予想される。実質公債費比率としては、投資事業(地方債借り入れ)を行えば悪化し、控えれば改善となるのは当然のことである。将来負担比率においては、投資的経費の規模を縮減していくよう中期財政計画で示されているものの、会計年度任用職員制度導入等により令和 2 年度以降実質単年度収支が赤字に陥ることで充当可能基金が減少していくこと、普通交付税合併算定替の通減により標準財政規模が減少することが想定されることから将来負担比率は現行の水準から徐々に悪化していくものと思われる。

また、これも前年度同様であるが、エコクリーンセンター基幹改良工事や市街地下水道整備工事等の大型投資事業に着手した場合には、地方債発行額や公営企業債等繰入見込額の増加が予想され、将来的にさらなる比率の増加（悪化）を招く要因となる可能性があるということにも注視する必要がある。今後、計画されている大型投資による各種整備等の実施にあたっては、地方債元利償還金等の将来の行政負担を熟考したものとすることは言うまでもなく、国の制度改正などに伴う負担等が発生する可能性も踏まえ、柔軟に対応できるよう中期財政計画の中で示していくことも必要である。行政の投資は行政が直接回収できない性質のものであり、その投資効果は民間活力の活性化による税収増等に現れるという観点から、行政投資に見合う民間活力の確実で持続可能な活動展開に繋げる事業展開がなされるよう努められたい。

③ 資金不足比率について

公営企業会計等は、表 15 及び表 16 に示すとおり、前年度同様、一般会計からの繰出金及び起債を充当して資金不足が生じていないことになっており、これは法により制度として認められているもので資金不足比率の算定上問題はない。ただし、今後の上下水道事業の運営において、人口及び世帯の減少に伴う給水収益減や管路整備・更新の計画見直しなども考慮し、リスクの最小化を図ることを常に念頭に置いた事業の進捗管理が重要であり、財政運営上で一般会計からの繰出金が減額となる可能性も全く否定できないことから、民間企業と同様、独立採算の原則の下でサービス等の対価として受け取る料金によって経営されるべきものとの認識を持って経営にあたられたい。

④ 類似団体との比較について

類似団体との比較では、表 19 に示すとおり、人口 1 人当たりで見ると、歳入では、地方税の決算構成比が低く、依存財源である地方交付税や地方債の構成比が高い。歳出では、公債費、投資的経費の構成比が高く、決算額も類似団体の約 1.8 倍となっており、その団体の財政力の強さを示す財政力指数も当市が 0.40 で、類似団体の 0.73 に比べ大きく下回り財政力が弱いことを示している。地方債、公債費、投資的経費の構成比が高ということは、インフラやハコモノの整備などいわゆるハード事業への支出が類似団体に比べ大きいことを示している。別表 1 に示すとおり、あくまでも各市の様々な要件の違いを考慮していない単純比較ではあるが、平成 29 年度の類似団体（都市Ⅱ-3）85 市の平均と比較すると、実質公債費比率で 3.6 ポイント、将来負担比率で 31.0 ポイント上回り、少し絞り込んだ別表 2 の人口 6 万人未満、5 万 5 千人以上の 17 市の平均で比較すると、実質公債費比率で 3.4 ポイント、将来負担比率で 24.8 ポイント上回り、更に絞り込んだ別表 3 の人口規模が同規模（約 5 万 6 千人）の 5 市の平均との比較では、実質公債費比率で 5.2 ポイント、将来負担比率で 41.0 ポイント上回っている。類似団体との比較は、地理的条件・産業構造等の様々な要件の違いにより単純比較は適当ではないが、一つの指標として、同規模人口 5 市の詳細比較を行い、浜田市の参考とすることも検討されたい。

また、市域面積や隣接・近隣都市の状況などを考慮しない同規模人口 4 市（浜田市以外）との単純比較において、別表 3 に示すとおり、決算規模は 4 市の単純平均より約 191 億円多く、財政当局の手腕は高く評価されるべきものと思うが、職員数は約 255 人多い状況にある。事務事業調査を踏まえた適正な定数管理を行われているところではあるが、職員数については、決算規模に相応する人員確保として適切かどうかも勘案した適正規模となるよう行政運営に努められたい。

⑤ 総合意見

中期財政計画では、公債費のピークが令和4年度（平成34年度）で、それ以降は地方交付税が減少する見込みとなっており、非常勤職員等のボーナス支給による人件費増や財政調整基金等の充当可能基金の減少による資金不足の可能性など、財政運営が厳しくなることが予想されている。今後、計画されている大型投資による各種整備等の実施にあたっては、毎年ローリングを行う中期財政計画の中でそのイニシャルコスト、ランニングコストの影響を熟考し、自主財源である税収入を基本とした財源確保に努めるとともに、それに見合った市民生活向上のための全体的なバランスに配慮した予算配分に心がけ、持続可能な財政体質を実現するため、市民に理解の得られる事業のスクラップ&ビルドや公共施設の適正配置等の行財政改革を断行し、適正で効率的な財政運営に努められたい。

〈参考〉

表 18 10年間の健全化判断比率の推移

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
(1)実質赤字比率	— (△ 2.03)	— (△ 2.33)	— (△ 1.60)	— (△ 1.67)	— (△ 1.81)
(2)連結実質赤字比率	— (△ 6.27)	— (△ 6.66)	— (△ 6.54)	— (△ 7.49)	— (△ 7.74)
(3)実質公債費比率	20.1	17.4	15.8	14.5	13.4
（単年度比率）	(17.51)	(15.82)	(14.22)	(13.54)	(12.47)
(4)将来負担比率	155.8	136.6	129.3	118.8	115.8

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(1)実質赤字比率	— (△ 3.56)	— (△ 3.02)	— (△ 2.69)	— (△ 2.25)	— (△ 2.37)
(2)連結実質赤字比率	— (△ 9.56)	— (△ 8.82)	— (△ 9.42)	— (△ 9.84)	— (△ 9.31)
(3)実質公債費比率	12.0	10.6	9.9	10.1	10.5
（単年度比率）	(10.05)	(9.46)	(10.24)	(10.84)	(10.48)
(4)将来負担比率	106.5	93.1	82.6	72.3	59.5

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表示している。
下段()の△は、黒字を意味している。

(注) 実質公債費比率は、3カ年平均値。下段()は単年度の実質公債費比率

図 10 10年間の実質赤字比率及び連結実質赤字比率の推移

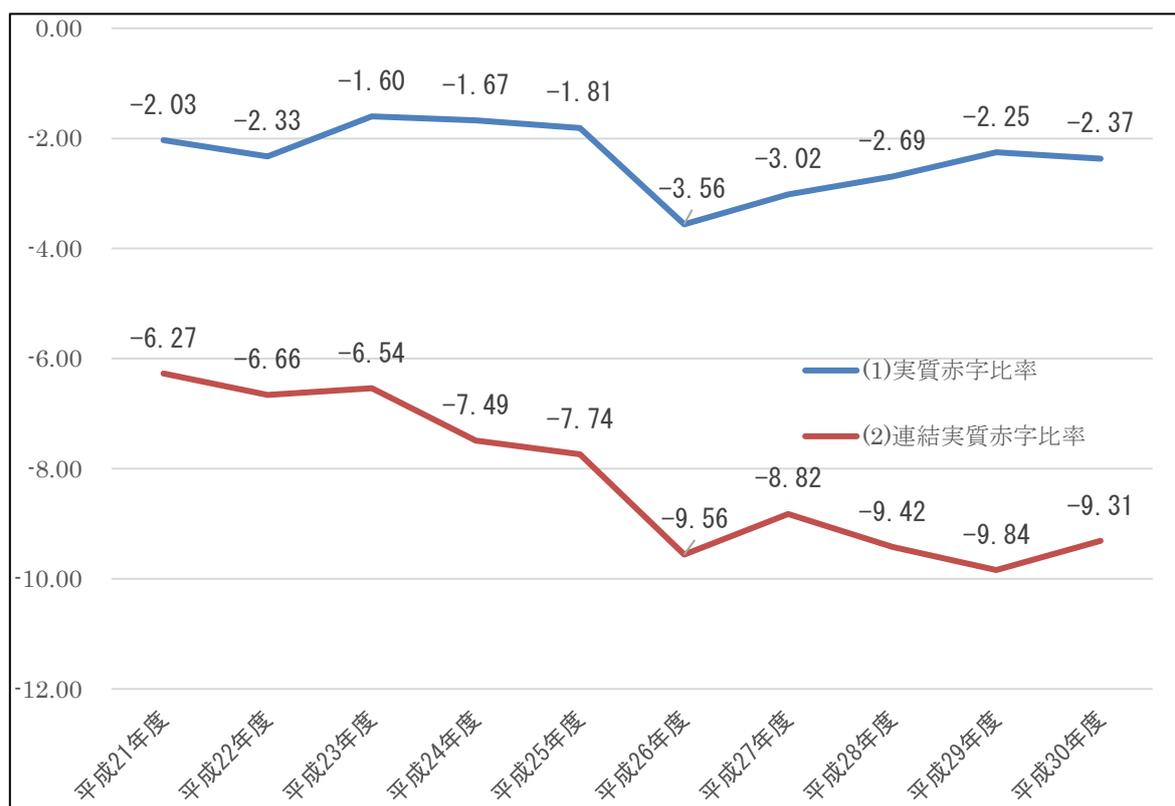


図 11 10年間の実質公債費比率及び将来負担比率の推移

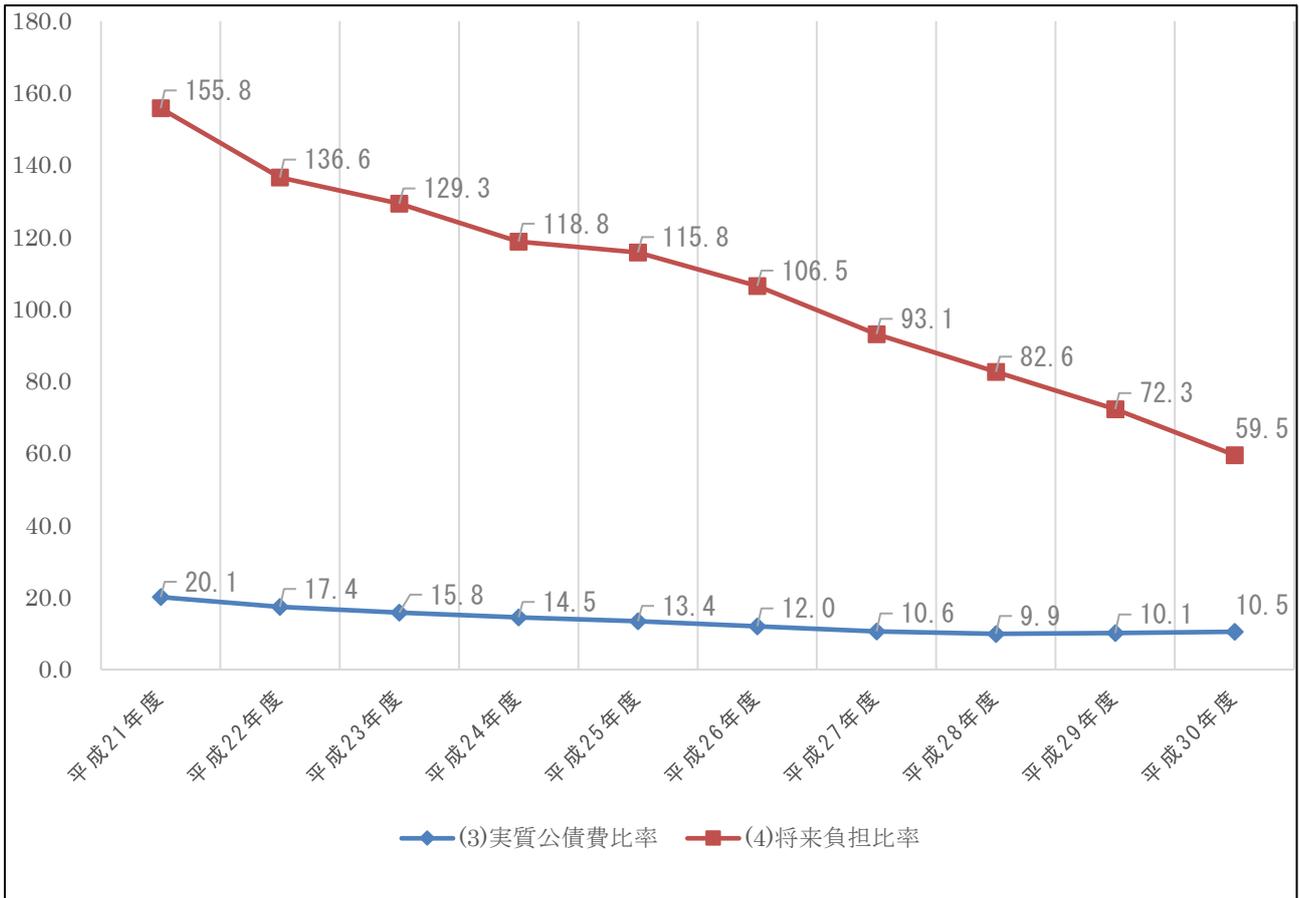


図 12 10年間の単年度の実質公債費比率の推移

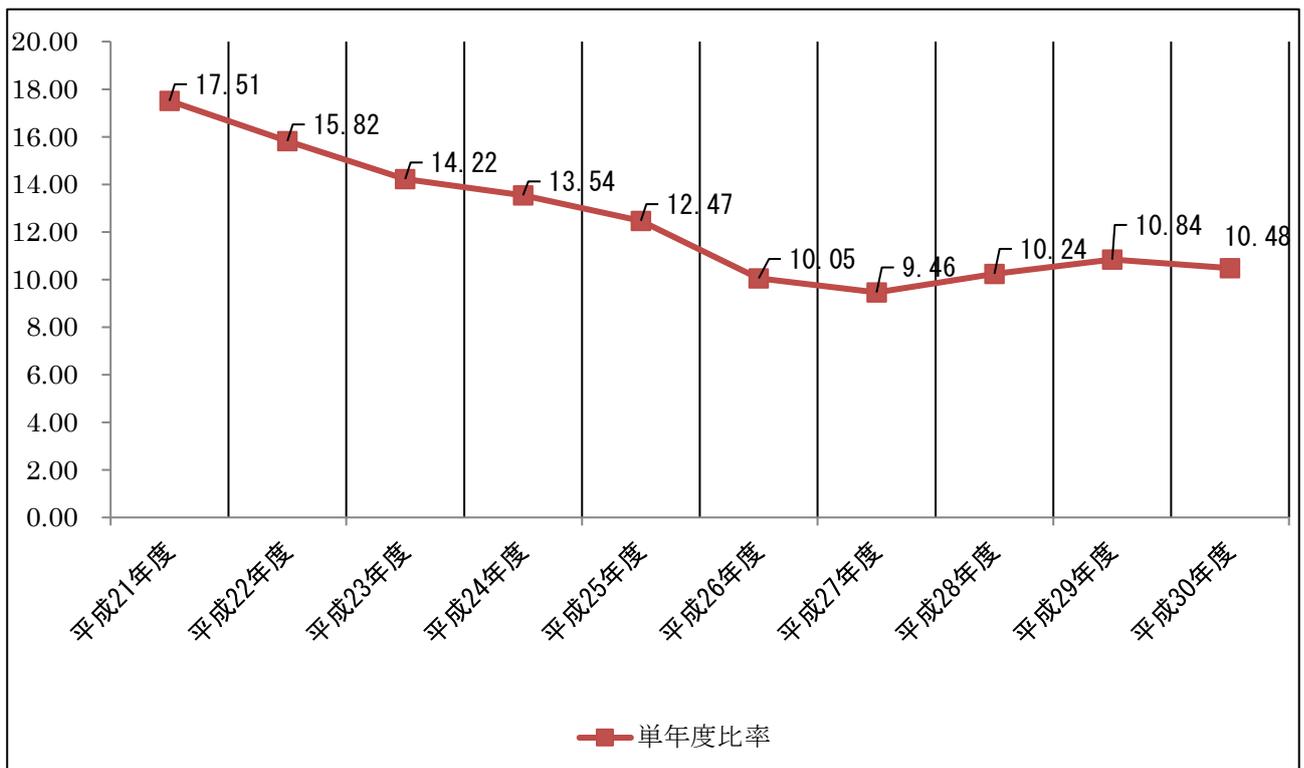


表 19 人口 1 人当たりで見た類似団体比較 (平成 29 年度数値)

財政課提供資料

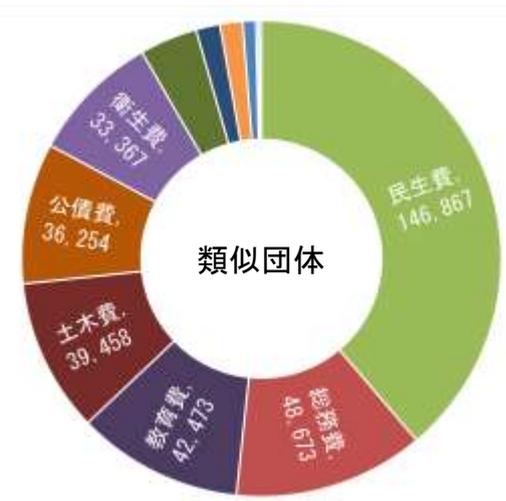
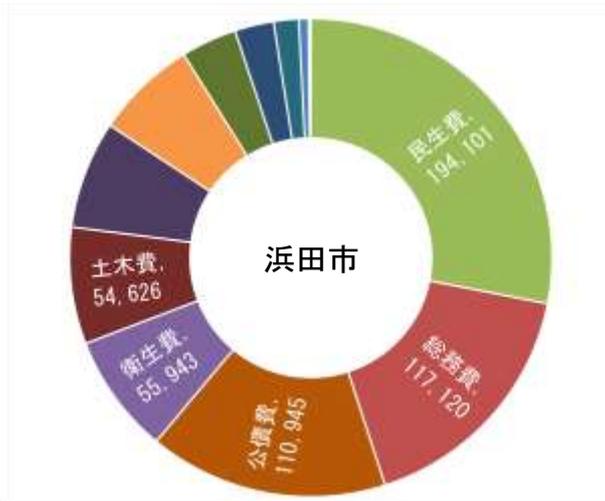
人口 1 人当たりの歳入の状況 (抜粋)

区 分	浜田市		類似団体 (都市Ⅱ-3)	
	決算額 (円)	決算構成比 (%)	決算額 (円)	決算構成比 (%)
地 方 税	134,143	19.2	139,238	35.7
地方交付税	223,543	31.9	53,136	13.6
地 方 債	72,853	10.4	34,353	8.8
歳入合計	700,211	100.0	389,964	100.0



人口 1 人当たりの歳出の状況 (抜粋)

区 分	浜田市		類似団体 (都市Ⅱ-3)	
	決算額 (円)	決算構成比 (%)	決算額 (円)	決算構成比 (%)
公 債 費	110,945	16.0	36,251	9.6
投資的経費	90,545	13.1	48,431	12.8
歳出合計	691,387	100.0	378,505	100.0



(財政力指数)	浜田市	類似団体
	0.40	0.73

別表 1 実質公債費比率及び将来負担比率の類似団体との比較(平成 29 年度数値)

財政課提供資料

都道府県	No.	類似団体類型(都市Ⅱ-3)				実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)	都道府県	No.	類似団体類型(都市Ⅱ-3)				実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
		団体名	人口(千人)	決算規模(億)	職員数(人)					団体名	人口(千人)	決算規模(億)	職員数(人)		
北海道	1	室蘭市	8万7	453	540	9.6	59.5	愛知県	44	尾張旭市	8万3	242	561	3.8	0.3
	2	千歳市	9万6	404	680	9.5	61.7		45	日進市	8万9	240	455	1.7	—
	3	恵庭市	6万9	279	474	5.4	29.0		(46)	長久手市	5万6	183	434	△1.4	—
	(4)	北広島市	5万9	264	419	4.2	80.3		47	舞鶴市	8万5	351	686	10.6	113.0
	(5)	石狩市	5万9	271	377	8.6	84.6		48	亀岡市	9万0	355	541	12.8	143.6
青森県	6	むつ市	6万0	340	437	17.1	169.0	49	城陽市	7万8	367	420	9.4	106.7	
岩手県	(7)	滝沢市	5万5	182	262	7.2	66.8	(50)	向日市	5万6	185	353	1.8	—	
宮城県	(8)	塩竈市	5万5	264	378	9.6	8.9	51	長岡京市	8万1	286	495	0.7	10.2	
	9	名取市	7万8	575	555	3.9	—	52	京田辺市	6万8	245	545	4.1	—	
	10	多賀城市	6万3	321	378	9.1	6.4	53	木津川市	7万5	313	430	10.3	33.2	
茨城県	11	富谷市	5万3	132	309	△2.1	—	54	泉大津市	7万6	287	430	13.7	91.8	
	12	龍ヶ崎市	7万8	243	400	4.2	—	55	貝塚市	8万9	317	566	8.2	64.0	
	13	牛久市	8万5	265	321	2.1	—	56	摂津市	8万5	329	542	2.9	—	
栃木県	14	守谷市	6万6	206	294	4.9	—	(57)	高石市	5万8	230	321	15.6	155.5	
	15	日光市	8万5	449	911	5.6	58.9	58	藤井寺市	6万6	250	460	2.1	44.5	
	16	下野市	6万0	238	348	3.9	—	59	泉南市	6万3	235	370	12.0	104.9	
埼玉県	17	飯能市	8万0	334	543	3.1	40.4	(60)	四條驛市	5万6	203	295	6.1	—	
	18	志木市	7万5	221	355	1.0	—	61	交野市	7万8	235	474	11.9	121.6	
	19	桶川市	7万5	263	417	4.3	42.5	(62)	大阪狭山市	5万8	189	379	3.0	1.3	
	20	北本市	6万8	193	371	6.2	41.5	(63)	阪南市	5万6	190	339	8.0	84.2	
	21	蓮田市	6万2	190	424	5.5	4.5	64	芦屋市	9万6	459	724	8.3	90.4	
	22	鶴ヶ島市	7万0	205	367	7.5	2.1	65	豊岡市	8万4	535	788	11.9	89.4	
	(23)	日高市	5万7	181	324	1.8	3.5	66	大和高田市	6万7	240	510	9.7	52.2	
	24	吉川市	7万2	266	370	5.5	47.9	67	大和郡山市	8万8	321	507	12.7	49.3	
	25	白岡市	5万2	147	313	7.9	—	68	天理市	6万7	251	510	10.3	81.5	
	千葉県	26	茂原市	9万1	301	567	10.3	100.3	(69)	桜井市	5万9	240	438	7.8	94.2
27		四街道市	9万2	254	564	3.5	—	70	香芝市	7万9	238	510	18.4	126.0	
28		印西市	9万7	336	616	3.1	—	71	橋本市	6万4	268	496	13.1	120.6	
29		白井市	6万3	215	373	1.1	15.3	72	岩出市	5万4	167	272	3.5	—	
東京都	30	国立市	7万5	294	436	△1.4	—	島根県	(73)	浜田市	5万6	381	610	10.1	72.3
	(31)	福生市	5万9	261	340	△3.0	—	(74)	小都市	5万9	203	314	11.9	56.2	
	32	東大和市	8万6	316	432	△2.6	—	75	大野城市	10万0	344	396	1.0	—	
	33	清瀬市	7万5	298	405	4.1	23.4	76	宗像市	9万7	370	379	0.3	—	
	34	稲城市	8万9	314	518	2.1	30.1	77	太宰府市	7万2	235	307	0.5	—	
	35	あきる野市	8万1	300	397	8.5	51.5	(78)	古賀市	5万8	205	304	5.3	—	
神奈川県	36	逗子市	6万0	195	423	5.8	67.5	79	福津市	6万2	218	276	6.3	2.2	
富山県	37	射水市	9万4	398	656	10.3	98.5	佐賀県	80	鳥栖市	7万3	256	378	6.3	—
石川県	(38)	七尾市	5万5	341	631	17.1	100.1	長崎県	81	大村市	9万5	420	539	6.8	59.8
	39	野々市市	5万2	214	302	5.6	33.7	熊本県	82	荒尾市	5万4	203	340	9.3	—
福井県	40	敦賀市	6万7	271	502	6.3	6.1		83	合志市	6万1	248	287	3.3	—
山梨県	41	甲斐市	7万5	275	403	7.7	0.2	鹿児島県	84	始良市	7万7	292	549	10.4	48.6
静岡県	42	伊東市	7万1	260	531	6.4	11.4	沖縄県	85	糸満市	6万1	263	398	8.3	68.1
	43	御殿場市	8万9	360	598	10.2	76.7	実質公債費比率の平均 6.5%					将来負担比率の平均 41.3% (85都市の単純平均)		

※浜田市は、平成 27 年国勢調査の人口（5 万人～10 万人）及び産業構造から「都市Ⅱ-3」に類別される。

※No.欄)は、人口 6 万人未満 5 万 5 千人以上の市。ゴシック体文字は、浜田市と人口が同規模（約 5 万 6 千人）の市。

※人口(H29. 1. 1 現在:住民基本台帳)、決算規模・職員数(公営企業会計を除く)は、総務省地方財政状況調査関係資料市町村決算カード(平成 29 年度)による。

〈参考〉84 都市の単純平均(浜田市以外)	
決算規模(億円)	職員数(人)
277	447

別表2 人口 6 万人未満、5 万 5 千人以上の類似団体との比較(抽出)

都道府県	No.	類似団体類型(都市Ⅱ-3)				実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)	都道府県	No.	類似団体類型(都市Ⅱ-3)				実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)	
		団体名	人口(千人)	決算規模(億)	職員数(人)					団体名	人口(千人)	決算規模(億)	職員数(人)			
北海道	(4)	北広島市	5万9	264	419	4.2	80.3	大阪府	(57)	高石市	5万8	230	321	15.6	155.5	
	(5)	石狩市	5万9	271	377	8.6	84.6		(60)	四條畷市	5万6	203	295	6.1	—	
岩手県	(7)	滝沢市	5万5	182	262	7.2	66.8		(62)	大阪狭山市	5万8	189	379	3.0	1.3	
宮城県	(8)	塩竈市	5万5	264	378	9.6	8.9		(63)	阪南市	5万6	190	339	8.0	84.2	
埼玉県	(23)	日高市	5万7	181	324	1.8	3.5		奈良県	(69)	桜井市	5万9	240	438	7.8	94.2
東京都	(31)	福生市	5万9	261	340	△3.1	—		島根県	(73)	浜田市	5万6	381	610	10.1	72.3
石川県	(38)	七尾市	5万5	341	631	17.1	100.1	福岡県	(74)	小郡市	5万9	203	314	11.9	56.2	
愛知県	(46)	長久手市	5万6	183	434	△1.4	—	(78)	古賀市	5万8	205	304	5.3	—		
京都府	(50)	向日市	5万6	185	353	1.8	—	実質公債費比率の平均 6.7% 将来負担比率の平均 47.5% (17 都市の単純平均)								



〈参考〉16 都市の単純平均(浜田市以外)	
決算規模(億円)	職員数(人)
225	369

別表3 浜田市と人口が同規模の類似団体との比較(抽出)

都道府県	No.	類似団体類型(都市Ⅱ-3)				実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)	都道府県	No.	類似団体類型(都市Ⅱ-3)				実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
		団体名	人口(千人)	決算規模(億)	職員数(人)					団体名	人口(千人)	決算規模(億)	職員数(人)		
愛知県	(46)	長久手市	5万6	183	434	△1.4	—	大阪府	(63)	阪南市	5万6	190	339	8.0	84.2
京都府	(50)	向日市	5万6	185	353	1.8	—	島根県	(73)	浜田市	5万6	381	610	10.1	72.3
大阪府	(60)	四條畷市	5万6	203	295	6.1	—	実質公債費比率の平均 4.9% 将来負担比率の平均 31.3% (5 都市の単純平均)							

〈参考〉4 都市の単純平均(浜田市以外)	
決算規模(億円)	職員数(人)
190	355